

笛吹市 第4次地域福祉計画

成年後見制度利用促進基本計画

地域福祉ってなに？

地域福祉とは、安心して暮らせる地域にするために、地域住民や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティアなどがお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組むという考え方です。

地域の課題が複雑化している現在、公的な福祉サービスだけでは地域の困りごとを解決することが難しいため、地域住民やボランティア、行政・関係機関などが協働することが重要になっています。

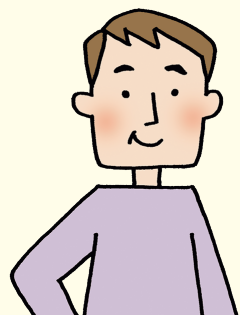


地域福祉計画ってどんな計画？

「地域福祉計画」とは、笛吹市で地域福祉を推進するために、暮らしやすい地域社会をつくるうえでの理念と仕組みをつくる計画です。

笛吹市ではこれまでも第3次地域福祉計画を策定し、地域福祉の推進に向けた取り組みを進めてきましたが、その計画が令和3年度で終了することから、新たな計画として第4次地域福祉計画を策定しました。

また、笛吹市では、社会福祉協議会 後見センターふえふきと連携しながら権利擁護の取り組みを進めてきたことから、新たに「笛吹市成年後見制度利用促進基本計画」を一体的に策定し、成年後見制度の利用促進に向けて取り組みます。



計画の基本理念

住民と地域が主人公となり、人と人、人と地域、地域と地域をつなぐ様々な仕組みをつくるため、第1次計画から『普段から笑顔でふれあう共助共生のまちふえふき』を基本理念として掲げています。

第4次地域福祉計画においてもこの基本理念を継承し、その実現に向けた施策や取り組みを推進していきます。

ふ 普段から

え 笑顔で

ふ ふれあう

き 共助共生のまち ふえふき



地域福祉を進めるために行政が取り組むことや、市民・地域の皆さんにお願いしたいことは次のページにまとめています。

基本目標 1 地域福祉を担う意識づくり

★こんな地域を目指します

- ▶ 挨拶や見守りをはじめとする身近な地域とのかかわりあいを広げていくことで、誰もが地域福祉に参加できる地域
- ▶ 身近な助け合い、かかわりあいからボランティアまで、様々な活動に、誰もが気軽に参加できる地域



行政が取り組むこと

施策の方向性 1 地域福祉の担い手づくり

- あいさつ運動の推進
- 地域福祉活動に関する講座や世代間交流事業の実施

施策の方向性 2 市民活動の基盤づくり

- 社会福祉協議会と連携したボランティア活動の支援の実施（市民活動・ボランティアセンター）
- 市民活動・ボランティアセンターやホームページ、組回覧を活用した市民活動に関する情報の周知
- 市民活動団体などの活動支援

市民や地域の皆さんにお願いしたいこと

- 日ごろから近所の人への声かけ、あいさつを行きましょう。
- 地域の行事などに参加することから地域づくりに参加してみましょう。
- ボランティアや趣味の活動など、気軽に地域活動に参加してみましょう。



基本目標 2 地域福祉の仕組みづくり

★こんな地域を目指します

- ▶ 必要な時に、必要な人が簡単に情報を得ることができる地域
- ▶ 必要なサービスや相談支援が適切に受けられ、安心して暮らせる地域



行政が取り組むこと

施策の方向性 1 福祉情報の提供の充実

- 市広報・回覧板・市ホームページ・各種SNSなど様々な方法を用いた福祉情報の提供

施策の方向性 2 地域福祉推進の仕組みづくり

- 相談窓口体制の充実
- 地域の課題について行政と民間で連携して対応するための仕組みづくり
- 専門職員のスキルアップのための研修や資格取得支援

市民や地域の皆さんにお願いしたいこと

- 市の広報紙や回覧板を読んでみましょう。
- 困りごとを解決するための相談窓口を調べてみましょう。
- 市で受けられる様々な福祉サービスについて調べてみましょう。



基本目標 3 安心して暮らせる地域づくり

★こんな地域を目指します

- ▶ 普段から支えあい、防災・防犯に取り組む、安全な地域
- ▶ 多様な市民が認めあい、支えあいながら、安心して暮らせる地域



行政が取り組むこと

施策の方向性 1 防災・防犯のまちづくり

- 避難行動要支援者の把握・支援の充実
- 福祉避難所の整備
- 社会福祉協議会と連携した災害救援ボランティアセンターの運営訓練の実施

施策の方向性 2 共生のまちづくりの推進

- すべての人が孤立せず安心して暮らせる地域をつくるための取り組みの推進（多様性の理解促進、就労の支援、虐待の早期発見、自殺予防対策、再犯防止など）
- 生活困窮世帯やひとり親家庭の貧困に対する食料や日用品を支援するためのネットワークの構築

市民や地域の皆さんにお願いしたいこと

- 災害時の行動について、家族や地域でシミュレーションする機会をつくりましょう。
- 防災訓練に参加しましょう。
- 困ったことがあれば、一人で抱え込まずに身近な人や民生委員・児童委員、必要に応じて相談機関に相談しましょう。



笛吹市成年後見制度 利用促進基本計画

基本目標 4 権利擁護の推進

★こんな地域を目指します

- ▶ 権利擁護の考え方が理解され、一人ひとりの権利が守られる地域
- ▶ 判断能力に不安のある方を地域全体で支える、適切な支援が受けられる地域

行政が取り組むこと

施策の方向性 1 制度の周知啓発・利用促進

- 成年後見制度や相談窓口の広報・周知
- 各種相談窓口において相談や制度の説明への対応

施策の方向性 2 権利擁護の体制の整備

- 市民後見人、市民生活支援員、法人後見実施団体の養成や後見人等の支援の充実
- 社会福祉協議会 後見センターふえふきを中心とし、関係機関と連携して権利擁護を進める体制づくり

市民や地域の皆さんにお願いしたいこと

- 権利擁護の制度について学ぶ機会に参加してみよう。
- 自身や身近な人の判断能力が低下した際にどのような対応が可能か、考えてみましょう。
- 地域の中で、判断能力の低下などにより困りごとを抱える方がいた場合、関係機関につなぎましょう。



権利擁護とは？

認知症、知的障害、精神障害などの様々な理由で判断能力の不十分な方々が、安心して生活できるよう権利を守る考え方です。そして、判断能力の不十分な方々を法的に保護し、支援するための制度が成年後見制度です。



役割分担

地域福祉を実現させるためには、市（行政）の取り組みだけではなく、市民、事業者、関係機関・団体等の連携・協働が欠かせません。それぞれの立場に応じた役割を持ち、ともに地域をつくっていくことが重要です。

市民は、普段の生活の中で、地域で起こる問題に気付き、地域の力で解決できる課題を解決することが期待されます。

また、地域の中の多様性を尊重し、普段から気にかけて関係性をつくるのが、支え合える地域づくりの第一歩となります。

市民



事業者
関係機関



福祉サービス事業者や関係機関は、福祉や地域づくりを支える立場から、サービスの提供や情報提供などに努めるとともに、他の事業者・関係団体と連携を進めることが重要です。

行政



市は、地域福祉の推進のための施策を総合的に実施します。また、福祉分野に限らず、それぞれの部署の担当業務においても地域や市の関わりを認識して業務に取り組む必要があります。

計画の進行管理

計画を着実に実行するためには、計画に記載された施策の進捗状況を客観的に把握することが重要です。

この計画の期間は令和4年度から令和8年度までの5年間です。計画期間の中間（令和6年度）でそれまでの取り組み状況について評価し、改善策について検討します。

また、最終年度となる令和8年度には、設定した目標値がどの程度変わったかを確認、取り組みの評価を行います。評価にあたっては、目標値や事業の実施状況、市民の意識の変化などを確認し、地域福祉計画がどのくらい進んだかを総合的に判断します。

概要版

笛吹市 第4次地域福祉計画

成年後見制度利用促進基本計画

令和4年3月

発行 笛吹市保健福祉部福祉総務課

〒406-0031 笛吹市石和町市部800 笛吹市役所 保健福祉館

電話：055-262-1275 FAX：055-262-1272